

防災分野における地域と企業の連携の 新たなあり方検討会について

令和 8 年 6 月 1 6 日 (火) 1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

中央合同庁舎第 8 号館 3 階災害対策本部会議室 (オンライン併用)



内閣府 防災計画室

資料構成

内容	スライド番号
○ 検討会の目的及び背景	2
○ 災害時応援協定の概要及び登録データの傾向	7
○ 検討会を通じての論点	
➤ <u>論点① 民間企業のリソースを活用できる業務</u>	14
➤ <u>論点② 協定の実効性</u>	21
➤ <u>論点③ 面的な協議体（コンソーシアム）による連携の有効性</u>	24
➤ <u>論点④ 全国的な企業と地域に根差した企業の取組の違い</u>	26
➤ <u>論点⑤ 企業が地域防災に参画しやすい環境づくり</u>	29
➤ <u>論点⑥ 民間企業の地域貢献を評価する仕組みのあり方</u>	30
➤ <u>論点⑦ 評価主体（全国・地域）の役割分担</u>	31
○ 今後の進め方（案）及び 本日の議題	41

防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会について

1. 検討会設置目的

- 地方公共団体と民間企業や、地方公共団体同士、非営利法人との災害時応援協定の締結件数は11万件を超えたが、令和6年能登半島地震ワーキンググループの報告書では、協定が有効に機能しなかった例もあり、災害時に協定が有効に機能するよう、平時からの訓練の必要性なども指摘されている。
- また、令和7年6月に公表された「防災庁設置準備アドバイザー会議報告書」においては、企業等のリソースやプロフェッショナルな力を発災時に最大限に活かせるような体制の構築が求められている。
- こうしたことを背景として、地方公共団体と企業との協定の実効性を高める取組に加え、より多くの企業の参画が得られるよう、企業が地域防災に参画しやすい環境づくりが必要となっている。
- そのため、地域と企業の連携を強化し、地域で企業のリソースを活かした防災対策が進むよう、企業と自治体との協定の実効性を確保するとともに、地域防災に貢献する企業の評価のあり方を検討する。

2. 検討内容

(1) 企業と自治体との協定の実効性確保に向けた取組のあり方

→ 「自治体と企業の協定促進に関するガイドライン」の取りまとめ

- ① 民間企業のリソースの活用が期待できる自治体の業務
 - ・ 発災時に生じる自治体の業務のうち、真に自治体が担うべき業務と企業のリソースを活用可能な業務に整理
 - ・ 企業のリソースを活用可能な業務に対し、協定の抜け漏れを把握し、協定締結を促進するための方策を検討
- ② 協定の実効性
 - ・ 顔の見える関係の構築
 - ・ 既存の協定の内容における抜け漏れを把握
 - ・ 複数の自治体と類似の協定を締結している企業等における大規模災害時における実効性の検討
- ③ 面的な協議体（コンソーシアム）による連携の有効性の把握
 - ・ 複数の企業や団体と連携した面的な協議体の有効性の把握
 - ・ 協議体の類型化
- ④ 全国的な企業と地域に根差した企業の取組の違い
 - ・ 大企業の自社リソースによる直接支援や仲介役としての間接支援
 - ・ 地域の顔の見える関係を通じた協力や地域固有の課題、自治体の具体的なニーズへの対応

(2) 企業の地域貢献の評価のあり方

→ 「地域貢献の評価のあり方についての提言」の取りまとめ

- ・ 企業が地域防災に参画しやすい環境づくり、そのための地域貢献を評価する仕組みの必要性
- ・ 評価する仕組みの類型（表彰・認証・登録など）の整理
- ・ 全国的な制度、地域における制度それぞれの特性を整理

災害対策基本法上の各主体の役割

災害対策基本法上の国、都道府県、市町村の役割

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

（都道府県の責務）

第四条 基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

災害対策基本法上の住民等の役割

（住民等の責務）

第七条 （略）

2 **災害時応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者**※は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

※ **例えば、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料メーカー、医薬品メーカー、医療関係者、輸送関係者、建設業者、旅客（貨物）運送事業者、建設業者、セメント・鉄鋼・重機などの資機材を取り扱う者**（出典：逐条解説 災害対策基本法（防災行政研究会））



企業と地域の連携に関する災害対策基本法等の位置づけ

- 平成7年12月 阪神淡路大震災を契機に災害対策基本法が改正され、地方公共団体間ならびに地方公共団体と民間事業者間の災害時における応援協定等の締結に関する規定が新設（第8条第2項第12号）。
- 平成24年6月 東日本大震災以降、防災基本計画において、平時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間での協定締結による連携強化に関する規定が追加。以降、令和2年度には国による地方公共団体間の相互応援協定の事例共有、協定締結の推進に関する規定が追加。

災害対策基本法（抜粋）

第八条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、**特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。**

十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに**民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項**

防災基本計画（抜粋）

第2編 第1章 第6節

- 平常時から**国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。****民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。**
- 国〔内閣府、消防庁〕は、地方公共団体間の相互応援協定の事例を共有し、協定締結に向けた取組を推進するものとする。

防災庁設置に向けた企業と地域連携に関する検討内容

防災庁設置準備アドバイザー会議 報告書（令和7年6月4日）

第3章 防災庁が今後取り組むべき防災政策の方向性と具体的な施策

4. 防災政策推進のための共通基盤の形成

(3) 様々な関係者の力を結集した連携体制の構築

- 国、地方自治体、NPO／NGO、ボランティア、民間企業、研究機関など、産官学民の様々な関係者それぞれの災害対応力を抜本的に強化するとともに、防災庁が中核となって、**それぞれの専門性を活かしながら総力を結集し、相互の緊密なコミュニケーションを通じてコーディネートを行うことで、「餅は餅屋」の災害対応となるような連携強化を図る。**その際、大規模・広域的な災害に備え、地域の対応体制と外部応援体制の双方の充実を図る。
- ③ 専門性・リソースを持つ民間企業等の参画拡大
 - ◇ 物資の輸送や倉庫におけるオペレーションをはじめ、**平時から各種サービスを提供する民間企業等のリソースやプロフェッショナルの力を発災時にも最大限に活かすため、それらの連携をコーディネートすることにより、被災地支援体制の構築を推進する。**
 - ◇ そのため、民間企業等が被災者支援活動に参画するための環境・サポート体制整備や、民間企業等のサプライチェーンを通じた事業継続、産業間の分野横断的な事業継続を可能とするための取組を推進する。

防災立国の推進に向けた基本方針（令和7年12月26日閣議決定）

第3章 組織体制の在り方

2. 防災庁の担う具体的な事務

(1) 大規模災害に対する事前防災の推進

- 大規模災害発生時においても、社会・経済の機能が致命的な障害を受けずに維持されるよう、国や地方自治体、民間企業を含む社会全体としての事業継続体制の構築や産業間の分野横断的な事業継続を可能とするための取組を推進するほか、**官民連携による災害対応実現に向けて、地方自治体と民間企業との協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組を推進する。**

(3) 被災者に寄り添った支援体制の構築

- プッシュ型支援を始め、被災地への迅速かつ適切な物資調達・輸送等の必要な支援ができるよう、新物資システム（B-PLo）の活用や災害支援物資等の標準化に向けた検討、被災地支援のための国の備蓄物資拠点の整備、地方自治体における備蓄状況の調査等を通じて、**民間企業等のリソースやプロフェッショナルの力を発災時にも最大限にいかした物資支援体制の構築を推進する。**

熊本地震、能登半島地震に関する報告書（抜粋）

熊本地震を踏まえた 応急対策・生活支援策の在り方について 報告書（中央防災会議 平成28年12月）

8. 広域大規模災害を想定した備え

8-1. 大規模災害の被害想定と対応策の充実

【現状と課題】

○大規模災害への対応に対する実効的な取組の必要性

- 民間企業自体も被災することにより、災害時の物資供給協定等の内容を高いレベルで履行することが困難な事態も発生した。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について 報告書（中央防災会議 令和6年11月）

Ⅱ. 6-(3). NPOや民間企業・ボランティア等の力を最大限活かすための体制整備

○民間団体との協定締結の推進

【現状と課題】

- 今回の災害では、外食事業者等による炊き出し支援や、温浴施設・訪問入浴事業者による入浴支援、クリーニング事業者による洗濯代行サービスの提供支援、物流事業者による物資拠点運営や物資搬送の支援など、多くの場面で民間事業者による支援が行われた。このような民間団体による災害支援が発災後速やかかつ円滑に行われるよう、自治体においては平時から民間団体と協定を締結しておくことが有効である。

一方、民間団体との協定の締結について、都道府県レベルでは取組が進みつつあるが、市町村レベルではまだ取組が進んでいないとの指摘がある。また、あらかじめ協定を締結していても、協定締結先の多くが市内又は近隣の団体であったため、災害時に協定が有効に機能しなかった例があった。

- 自治体において、協定発動時の対応手順等があらかじめ整理されていない場合が多く、より大規模の災害が起こった際は協定先団体との調整等において混乱が生じる可能性が高いとの意見もあった。

Ⅱ. 7-(1). 被害状況や被災者情報を把握するための情報の共有・一元化

○災害対応におけるドローン等の活用の推進

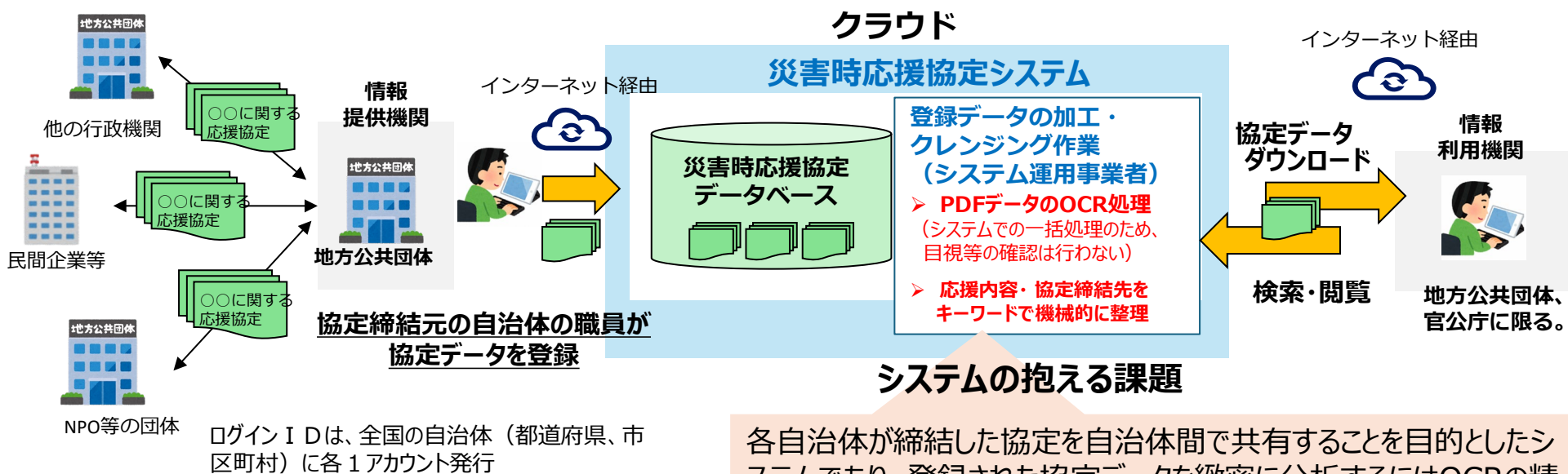
【現状と課題】

- 今回の災害では、災害現場の状況把握や被害認定調査等の様々な場面でドローンの活用が行われた。
- 一方で、事前に自治体とドローン関係団体との間で協定が締結されていなかったため初動に迅速な対応ができなかったほか、ドローンの発着場があらかじめ決まっておらず災害発生後の混乱した状況の中で調整する必要が発生したなど、平時からの体制構築等について課題があった。
- ドローン関係団体からは、今回の災害では無償で支援活動を行ったものの、今後の災害でも持続的に支援活動を行うためには課題があるとの意見があった。

災害時応援協定システムの概要

- 防災基本計画における規定を踏まえ、平成25年度から、地方公共団体が締結した災害時応援協定の内容をデータベース化する取組を開始。
- 令和3年度から、データベースを常時検索・閲覧することができるシステム（災害時応援協定システム）の運用をクラウド上で開始し、各地方公共団体において、他団体の協定締結状況に関する情報収集や協定書の原案作成等、新たな協定締結の検討に活用。
- 地方公共団体は、データベースに協定書等のデータ（協定名称・締結先・協定書PDF等）を登録（任意）するとともに、他の自治体の協定書等のデータ閲覧が可能。
- 令和8年2月時点の登録件数は110,640件（地方自治体同士、地方自治体と企業、地方自治体とNPO等含む）。

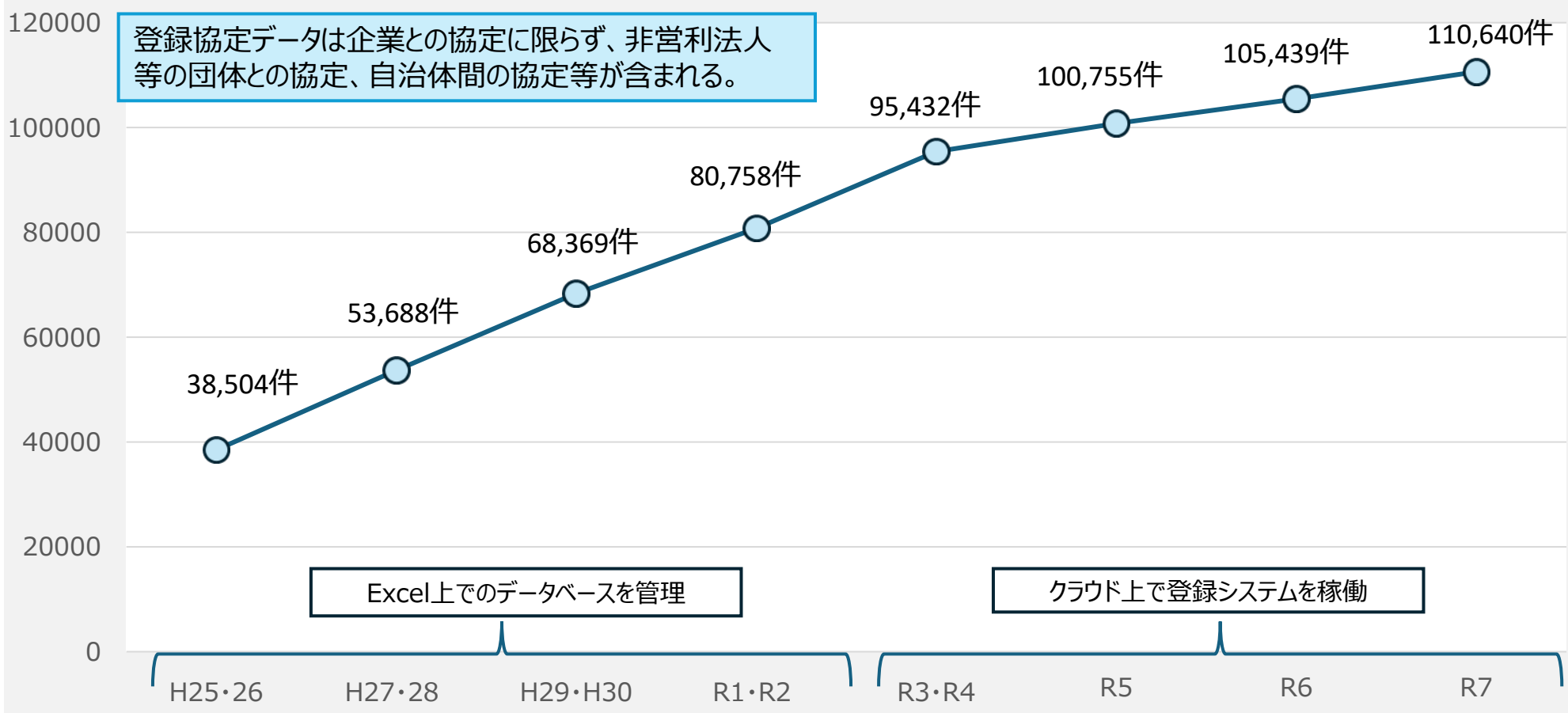
【システム概要図】



協定システムに登録されているデータの傾向①

- 平成25年度から災害時応援協定に関するデータベースを整理してきたところである。現在、災害時応援協定システムに登録された協定データは例年増加し11万件を超える。

【災害時応援協定システムへの登録協定データ件数の推移】

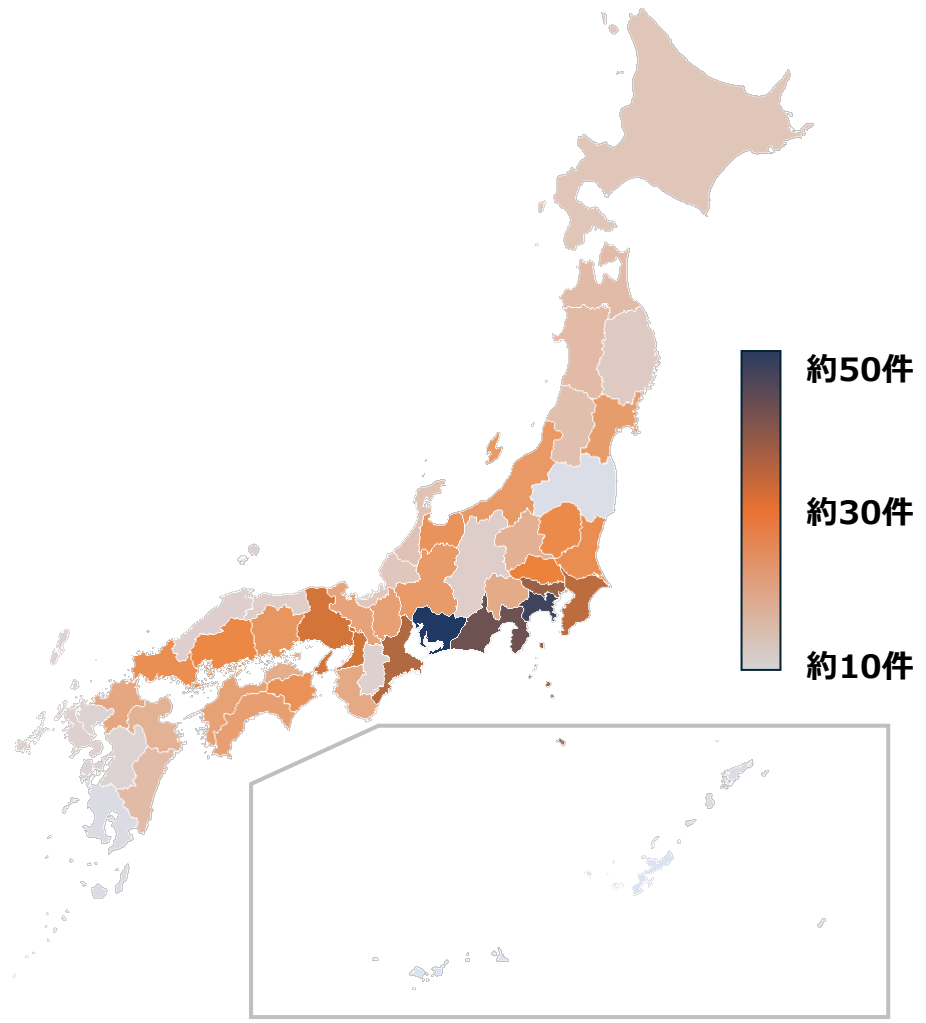


(H25年度～R4年度までは自治体に対して隔年での協定データベースの更新を依頼、R5年度以降は自治体に対して毎年、データベースの更新を依頼)

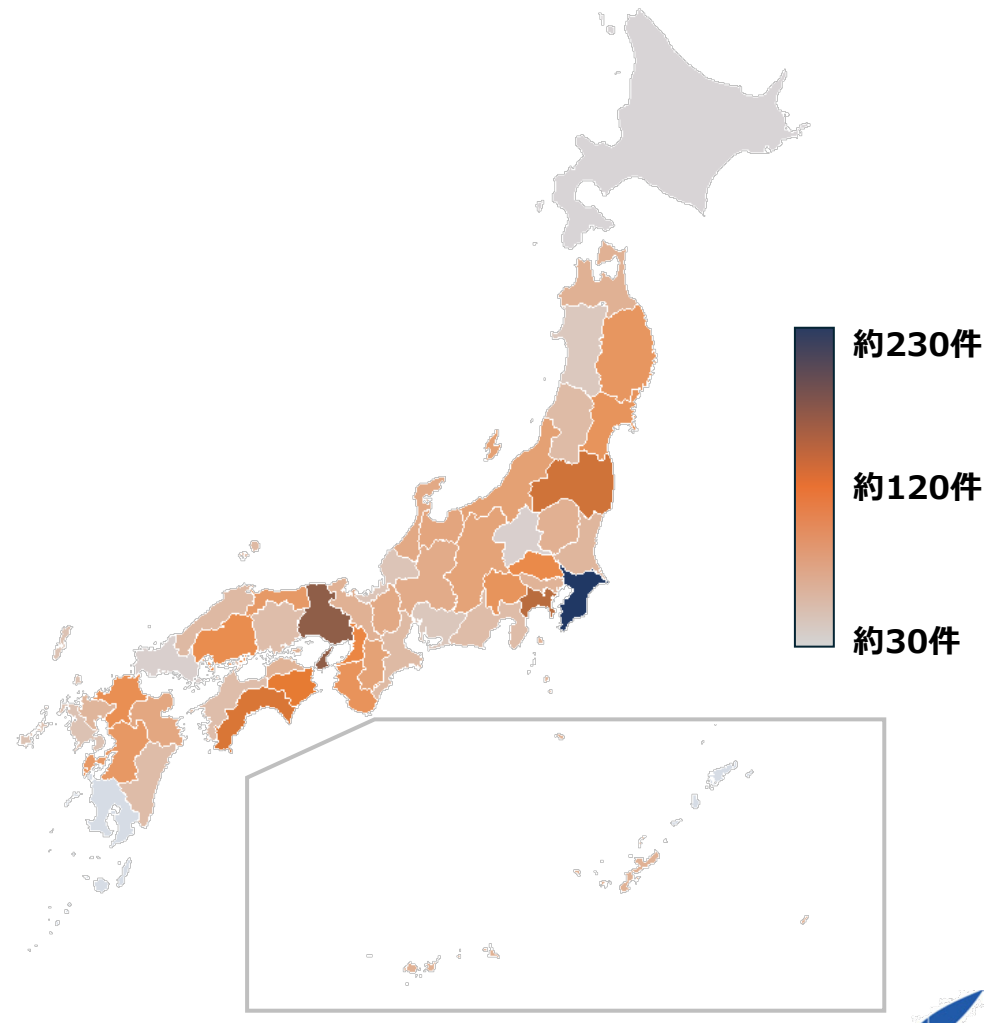
協定システムに登録されているデータの傾向②～都道府県別の締結割合～

- 企業が集積している3大都市圏において、市区町村と企業の協定数が多い傾向が確認できる。
- 各市区町村および各都道府県の協定締結数の開きが大きく、各自治体における協定の抜け漏れが懸念される。本検討会を通じて、締結すべき協定の抜け漏れについて、調査・分析を行う必要がある。

各都道府県における一市区町村あたりの企業との協定締結数の平均



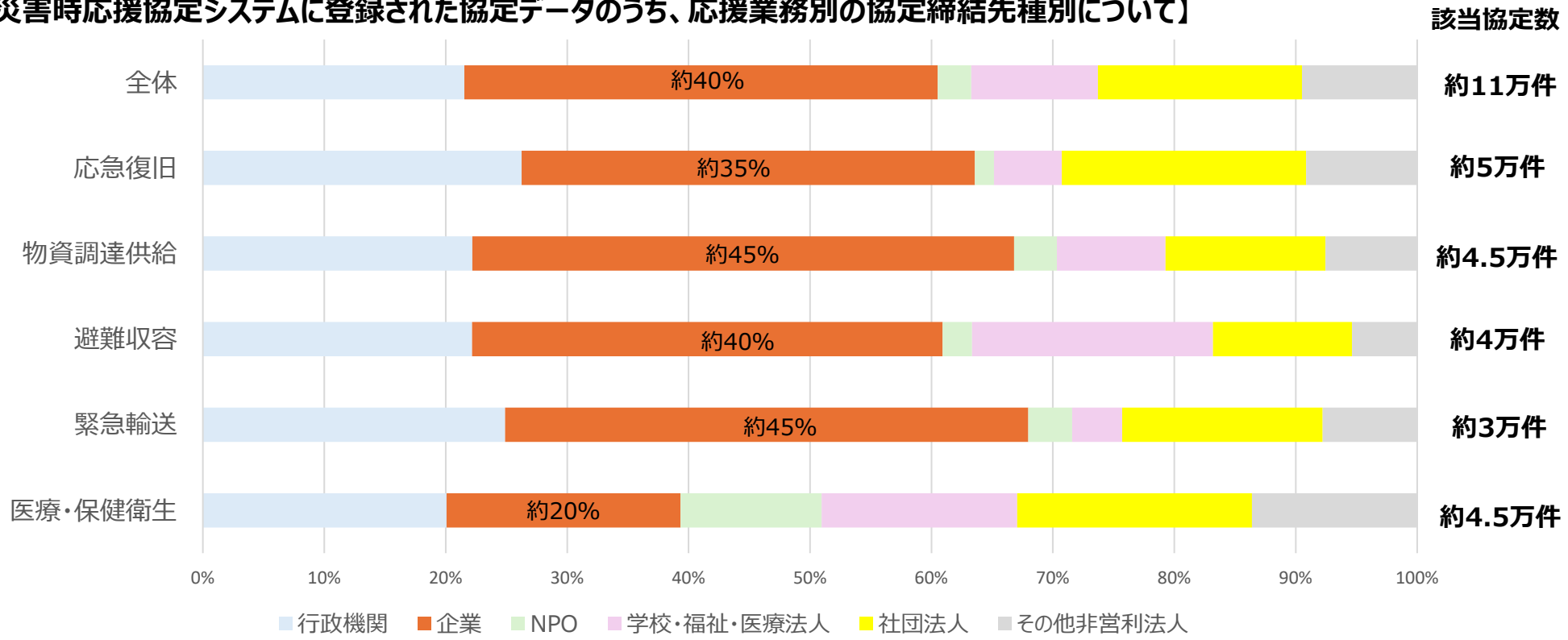
一都道府県あたりの企業との協定締結数



協定システムに登録されているデータの傾向③

○ 自治体は、行政機関や企業、非営利法人等様々な団体と協定を締結しているものの、企業との締結割合が一番大きく、発災時に企業との協定が適切に発動する体制を整えておくことが大変重要であると考えます。

【災害時応援協定システムに登録された協定データのうち、応援業務別の協定締結先種別について】



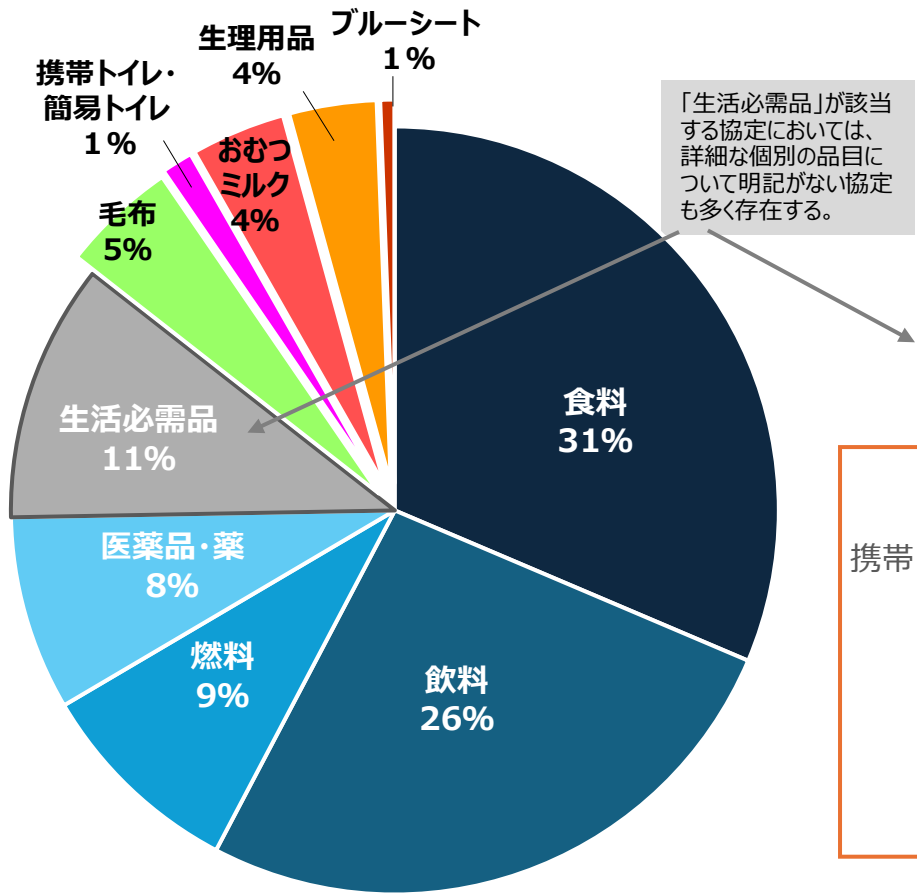
- 協定システム上、協定締結先の分類区分が未分類（不明、個人、その他団体等）である協定（約1万件）を除いた協定締結先の分類
- 災害時応援協定システムで登録可能な応援内容（情報収集、救助救急、医療、消火、緊急輸送、避難収容、情報伝達、物資調達供給（物資等の保管、物資管理の専門家派遣含む）保健衛生、社会秩序維持、教育活動への配慮、応急復旧（被害認定調査含む）、自発的支援受入、積雪寒冷地、その他（平時の協力・連携、専門家の派遣、応援内容全般（応援内容未設定を含む））のうち、上記業務を選定。
- システム上、協定先を分類できない不明区分に該当するデータは除く。
- 災害時応援協定システムでは、協定毎に複数の災害対応業務を選択可能。また、複数の団体協定を締結する場合には、複数の業種を選択することも可能であるため、業種別の協定件数の合計値は協定件数に一致しない。

◆ 社団法人の中には、以下のとおり業界団体と自治体との協定事例も多く、災害対応業務の内容によっては、業界団体が自治体との連携を集約することも重要と考えられる。（例：日本ムービングハウス協会（約300件）、日本福祉用具供給協会（約200件）、全国霊柩車自動車協会（約200件）、全日本冠婚葬祭互助協会（約200件））

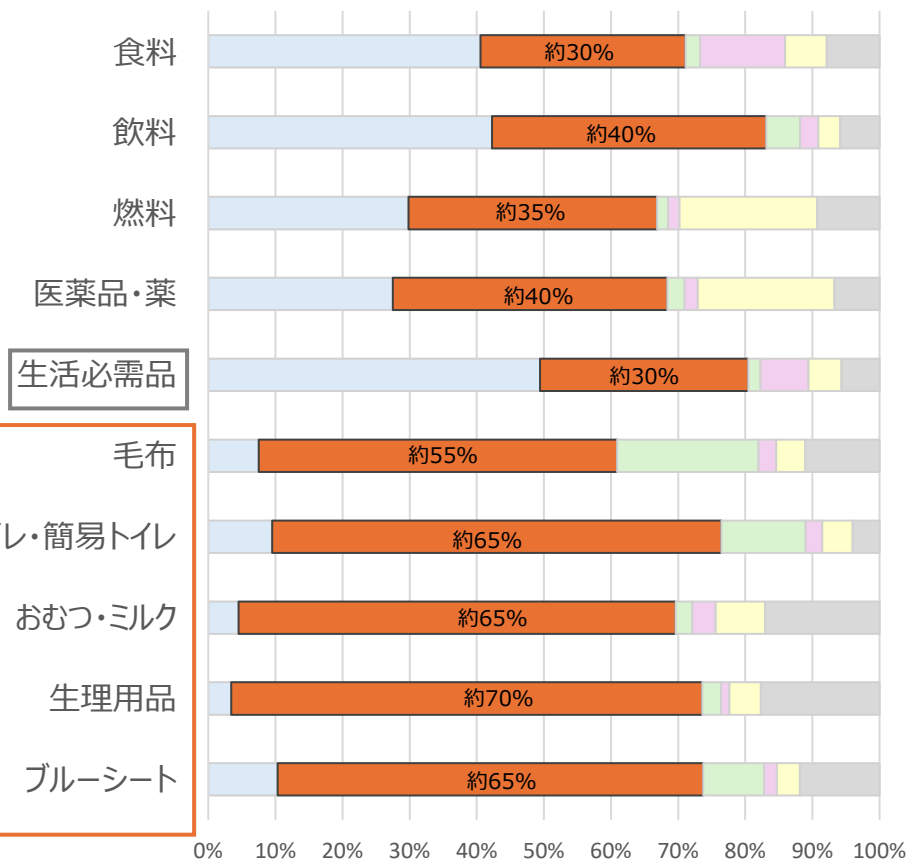
協定システムに登録されているデータの傾向④

- 物資調達に関する協定のうち、食料・飲料に関する協定が多い。他方で、毛布、簡易トイレ、おむつ・ミルク等の生活環境に直結する協定数は食料・飲料等と比較して少ない状況である。
- また、具体的な品目の提供に関する協定の締結先の割合としては、企業が大きく、企業との協定が重要であると考えられる。

【物資調達供給のうち、物資に関するキーワードの該当割合】



【物資に関する各キーワードの協定締結先種別の割合】



- ・ 災害時応援協定システムに登録された協定データのうち、応援内容が「物資調達供給（約4.5万件）」に区分され、協定締結先の分類区分が未分類（不明、個人、その他団体等）である協定（約0.3万件）を除いた上で、協定書本文がOCR読み込んでいるデータに対して、各キーワードでの検索を実施した結果。
- ・ 各協定書本文に複数のキーワードが含まれる場合には、重複での該当となる。
- ・ また、複数の団体協定を締結する場合には、重複での該当となる。

- 行政機関
- 企業
- NPO
- 医療・福祉・学校
- 社団法人
- その他非営利法人

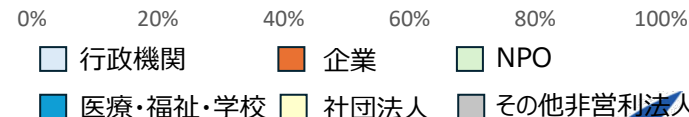
協定システムに登録されているデータの傾向⑤

- 能登半島地震で注目された技術等の協定締結先としては、そのノウハウ・リソースを持つ企業との協定が進んでいる一方で、キッチンカーについては、業界団体である社団法人との協定締結が進んでいる状況である。

【能登半島地震で注目された技術等に関するキーワードの該当協定数と協定締結先種別の割合】

	該当件数	協定内容の傾向	【協定締結先種別の割合】
段ボールベッド	約700件	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における段ボールベッドの供給。 段ボールベッド単体の協定ではなく、供給する物資のメニューの一部として記載。 	<p>約90%</p>
無人航空機・ドローン	約1,000件	<ul style="list-style-type: none"> 映像・画像の収集、被災者の捜索、災害現場地図の作成支援、物資輸送等を内容としたものが多い。 貸与、測量、老朽度調査といったものも一部に見られる。 	<p>約65%</p>
キッチンカー	約100件	<ul style="list-style-type: none"> キッチンカーによる炊き出しの実施。 食物アレルギー対策への配慮を求める内容も見られる。 	<p>約20%</p>
トレーハウス キャンピングカー	約70件	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における優先的な貸出し。 避難所以外の活用方法について記載されているものが多い。 給電設備等装備にも言及しているものも一部に見られる。 	<p>約70%</p>
トイレカー・ 車載トイレ	約30件	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における優先的な貸出し。 自治体相互の派遣協定も一部に見られる。 	<p>約60%</p>

- ・ 災害時応援協定システムに登録された協定データのうち、協定書本文がOCR読込できているデータに対して、各キーワードでの検索を実施
- ・ 各協定書本文に複数のキーワードが含まれる場合には、重複での該当となる。
- ・ また、複数の団体協定を締結する場合には、重複での該当となる。



協定の実効性確保に関連した自治体アンケートの結果概要

- 「平常時および災害時における連携に関する取組」に関し、内閣府が市区町村（回答数:582/1,741）を対象に令和7年度にアンケート※を実施。
 ※アンケート名：「地方公共団体における災害対応に関する連携体制の構築」 アンケート期間：令和8年1月下旬～2月中旬
- 市区町村においては、協定締結先との積極的な平時の取組が実施されていないこと、加えて一度締結した協定の見直しがほとんど実施されていない。

【自治体アンケート抜粋（平時からの取組について）】

問. 貴庁において協定締結先である民間団体と平時から行っている取組があれば教えてください。
 （項目別に該当する・しないを選択）

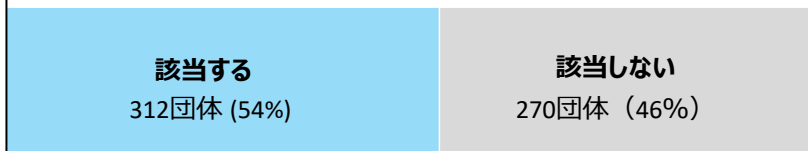
【自治体アンケート抜粋（協定の見直し状況について）】

問. 定期的な連絡会や訓練等（異動による組織体制や連絡先変更等の外的要因以外）により、協定の内容に関する見直しを実施したことがありますか。

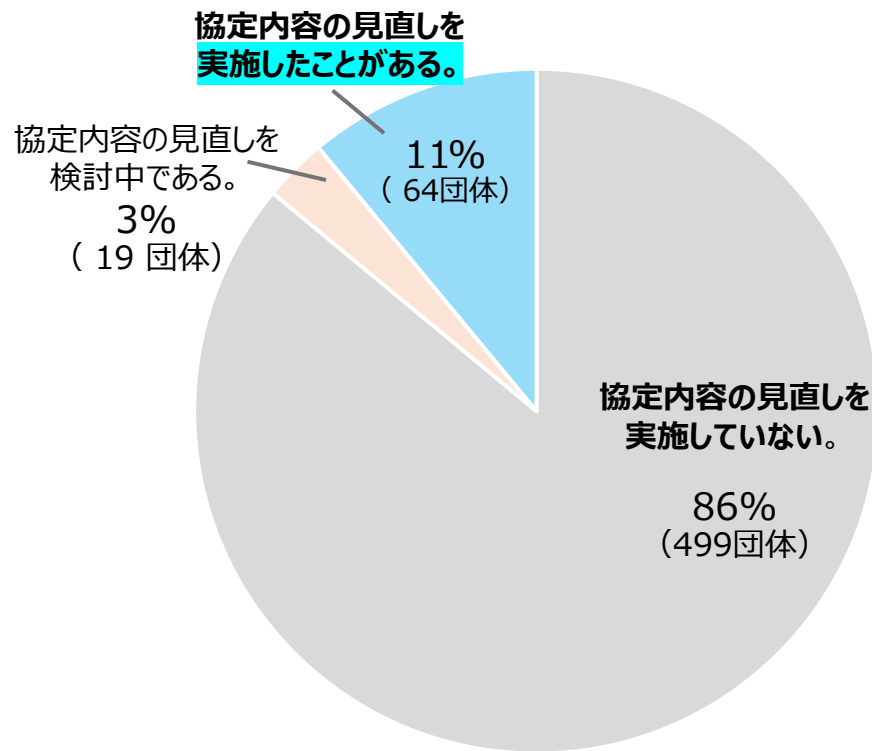
項目①：総合防災訓練以外の貴庁主催の訓練への民間団体の参加



項目②：総合防災訓練への民間団体の参加



項目③：定期的な連絡会等の実施



検討会を通じての論点① ～民間企業のリソースを活用できる業務～

<民間企業のリソースの掘り起こし>

- 発災時の膨大な業務については、これまで応援協定として自治体職員を中心に実施してきたところであるが、業務の中には、例えば、物流拠点でのオペレーションなど、平時は民間企業が実施しており行政が実施していないような業務も含まれる。アドバイザー会議報告書における「餅は餅屋」の災害対応という意味では、**平時から業務を担っている民間企業が活躍すべき余地がまだあるのではないか。**
(スライド15参照：市町村の災害対応業務)

<自治体が締結する協定の抜け漏れの把握>

- 民間企業のリソースの活用が期待できる業務のうち、**抜け漏れが生じている業務に係る協定締結を促進していくためにはどうしたらよいか。**

<国の役割>

- 大規模災害時において、都道府県や市区町村が災害対応を十分に実施できない場合に行う**国のプッシュ型支援を円滑に進めるため、必要な分野について国としても企業や業界団体と積極的に協定を締結することが必要ではないか。**

<都道府県と市区町村の役割>

- 都道府県・市区町村がそれぞれ協定を締結しているが、都道府県の災害対応業務に紐づいて締結すべき協定と、市区町村の災害対応業務に紐づいて締結すべき協定の整理が必要ではないか。
- 小規模な自治体が自ら多数の企業と協定を締結するのは難しいのではないか。
そのためには、**都道府県が管内市区町村の業務支援を目的とした協定締結を進める必要があるのではないか。**

協定を締結すべき業務と各省の手引き・ガイドライン（一部抜粋）

○ 各防災分野・業務について、各省から手引きやガイドライン等が既に公表されているところである。そのうち、本文中に協定に言及する記載が確認できた資料を発災時からのフェイズごとに事務局にて一部抜粋し、例示したものである。

時期	主な内容	関係手引き・ガイドライン等	
		名称（関係省庁）	民間企業に求めるリソース、ノウハウ、役務等
	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 避難所への避難者の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府） 災害時においてホテル・旅館等を避難所として活用する際のガイドライン（内閣府） 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府） 在宅・車中泊避難者等の支援の手引き（内閣府） 	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難施設や避難所等を確保する際の民間施設の提供 避難所等へ移動する際のバス等の交通手段の確保 支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースの確保
	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者対応 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン（内閣府） 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者に対し、食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等を提供する一時滞在施設の提供
	<ul style="list-style-type: none"> 物資拠点の確保 物資支援の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（内閣府） 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府） ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国交省） 広域物資拠点開設・運営ハンドブック（国交省） 	<ul style="list-style-type: none"> 段ボールベッド、快適トイレ等の物資 備蓄品・物資の調達・保管・提供 車両調達、物流業務のスキル、輸送手段の提供 物流事業者のオペレーションや人的支援
	<ul style="list-style-type: none"> 住民への広報 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報伝達手段の整備等に関する手引き（総務省消防庁） 	<ul style="list-style-type: none"> 停電時の情報伝達確保のための非常電源燃料供給体制の整備およびケーブルテレビ網の活用
	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 医療コンテナ運用ガイドライン（厚労省） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動を実施するため、医療コンテナ及び物資等のリソース提供
	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズ把握 避難所の衛生環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（内閣府） 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府） 大規模災害時の被災地域における通信サービス確保のための基本的な対応方針（総務省） 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府） 	<ul style="list-style-type: none"> 防災機能設備（非常用発電機、冷暖房設備、通信設備等）、汚水・便袋処理、食事提供および入浴機会の確保について、民間リソースの提供 トイレの量的確保のための民間リソースの活用
	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開 	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開計画ガイドライン（国交省） 	<ul style="list-style-type: none"> 啓開作業の実施
	<ul style="list-style-type: none"> 航路啓開 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害時における航路啓開作業要領（国交省） 	<ul style="list-style-type: none"> 啓開作業の実施
	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の安置・火葬 	<ul style="list-style-type: none"> 広域火葬計画策定指針（厚労省） 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の搬送作業等
	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府） 被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応のための手引き（内閣府） 	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査に係るノウハウ・人員 資材の供給
	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に関する災害申請 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン（国交省） （農地・農業用施設等）大規模災害時における災害復旧の手引き（農林水産省） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害初動期における災害対応への協力 復旧支援への協力
	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理方針等の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（環境省） 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の管理・運営
	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（環境省） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理の実施

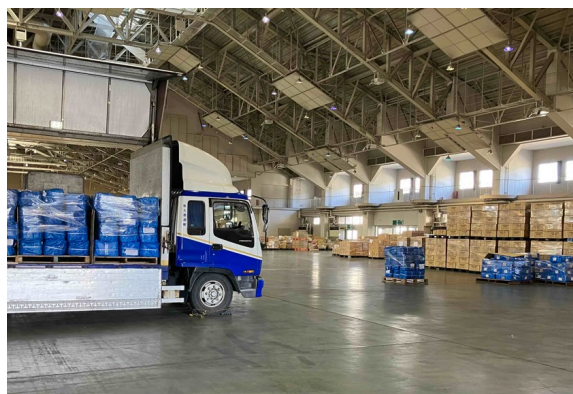
上記他、仮設住宅・復旧復興に関するガイドラインなど、様々な業務分野・業務において、協定・連携を促す手引き・ガイドラインあり

能登半島地震における民間企業等と連携した被災地支援

- 令和6年能登半島地震では、地方自治体など行政機関が民間企業等と連携し、支援物資や宿泊施設などを被災地に提供。
- 平時から各種サービスを提供する民間企業等の力を最大限活かすことで、プロによる円滑かつ的確な対応を通じて被災地支援を実施。

物資支援オペレーション

- 民間物流事業者に広域物資輸送拠点の運営を委託。物資の搬出入や保管管理体制の円滑化および効率化を図った。
- 民間物流事業者に広域物資輸送拠点から被災市町や避難所への輸送を委託。輸送作業の効率化と市町職員の負荷軽減を図った。



支援物資拠点の管理（石川県産業展示館）

委託事業者による飲食等の提供

- 町の委託を受けた地元の飲食店組合の事業者が穴水町の開設した「セントラルキッチン」において、栄養バランスの取れた温かい食事を被災者へ提供。
- 各避難所への配送は被災し職を失った人が担い、一時的な雇用も創出。



飲食店組合事業者による炊き出し（穴水町）

宿泊施設の活用

- 自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、ホテル・旅館を避難所として活用。
- このほか、民泊関係事業者が戸建てやペット同伴、家財付など幅広いニーズにも対応した施設を提供。



民泊施設の提供

地方公共団体と民間団体等との災害時応援協定の締結例

物資輸送

○ 災害時におけるドローンによる物資運搬等に関する協定について

協定者：宮城県、株式会社 J D R O N E

内 容：交通の途絶等によって孤立した地域等に対して、無人航空機（ドローン）により、救援物資の運搬等の実施

○ 災害時における物資輸送拠点及び物資輸送等に関する協定

協定者：広島県広島市、福山通運株式会社

内 容：避難所等への支援物資の輸送や物資拠点施設の運営補助のほか、福山通運施設を緊急避難場所として提供

住まいの確保

○ 災害時におけるレンタルキャンピングカー等の提供に関する協定

協定者：岐阜県瑞穂市、一般社団法人日本RV協会

内 容：円滑な災害応急対策を実施することを目的として、キャンピングカー等の貸与

○ 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

協定者：鹿児島県伊佐市、株式会社デベロップ（ホテル事業）

内 容：平時はコンテナホテルとして使用している移動式宿泊施設を提供し、緊急避難所や仮設住宅等に活用

食事の提供

○ 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定

協定者：愛媛県宇和島市、愛媛キッチンカー協会

内 容：避難所等における炊き出し、協会が調達可能な物資の供給、市が提供する米等の食材の調理

○ 食事の提供支援に関する協定

協定者：東京都大田区、株式会社源長（弁当製造・販売）

内 容：避難所を中心に地域のニーズを踏まえた食事の提供

生活の質の改善

○ 災害時における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定

協定者：愛知県あま市、タフバリア有限公司（リース業）

内 容：移動トイレカーなどを避難所等へ優先的に、迅速に供給、運搬、設置

○ 災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定

協定者：兵庫県養父市、山本運輸株式会社

内 容：養父市及び養父市が支援を行う自治体等が被災した場合等において、養父市に対しランドリーカーを提供（石川県珠洲市の支援へも派遣）

自治体公表HPを参考に内閣府にて作成

参考：宮城県HP(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/kyotei/r6-jdrone.html>)、
広島市HP(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/bousai-torikumi/1021093/1013437.html>)、
宇和島市HP(<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/14/kyoutei-kobetsu-133.html>)、
大田区HP(<https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/press/releaseR07/2026032703.html>)

参考：瑞穂市HP(<https://www.city.mizuho.lg.jp/1810.htm>)、
伊佐市HP(<https://www.city.isa.kagoshima.jp/blog/info-gyousei/38608/>)、
あま市HP(<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/safety/bousai/1002243.html>)、
養父市HP(https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kiki/bosai_anzen/11253.html)

地方公共団体と民間団体等との災害時応援協定の締結例

- 災害時には、交通機関の停止により多数の帰宅困難者等の発生が想定されており、自治体は民間事業者と協定を締結し、**オフィス・商業施設等**を「一時滞在施設」として確保する取組を進めている。

オフィス

協定者：東京都千代田区、株式会社鉄鋼ビルディング
内 容：帰宅困難者の受入れ、物資類（飲料水、食事、災害トイレ）の提供

協定者：千葉県浦安市、三井住友信託銀行株式会社
内 容：帰宅困難者の受入れ、災害に関する情報等の提供・水道水・トイレの提供、備蓄物資等の提供・配布

出典
・鉄鋼ビルディング プレスリリース「大規模災害時における帰宅困難者等受入れに関する協定の締結について」
(https://www.tbq.co.jp/pdf/20241126_notice.pdf)
・浦安市 災害協定（帰宅困難者支援）
(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anken/bousai/kyotei/1002139.html>)

商業施設

協定者：東京都千代田区 東京ミッドタウン日比谷 三井不動産(株)
内 容：帰宅困難者の受入れ、物資類（飲料水、食事、災害トイレ）の提供、災害時の情報提供

協定者：東京都中央区 GINZA KABUKIZA 松竹(株)
内 容：帰宅困難者の受入れ、物資類（飲料水、食事、災害トイレ）の提供

出典
・「安心・安全な街をめざして | 東京ミッドタウン日比谷について | 東京ミッドタウン日比谷」
(<https://www.hibiya.tokyo-midtown.com/jp/about/safety>)
・GINZA KABUKIZA 地下広場を災害時の帰宅困難者一時受入れ施設として整備
(https://www.shochiku.co.jp/company/profile/sustainability/social_contribution/)

- 災害時には、交通機関の停止により徒歩による帰宅者の発生が想定されており、自治体はコンビニエンスストアやガソリンスタンド等の事業者と協定を締結し、「災害時帰宅支援ステーション」として水道水やトイレ、道路情報等を提供する取組を進めている。

九都県市首脳会議※が締結している「災害時帰宅支援ステーション」に係わる協定先

コンビニエンスストア：セブン-イレブン・デイリーヤマザキ・ニューヤマザキデイリーストア・ファミリーマート・ミニストップ・ローソン 等
ファストフード・ファミリーレストラン：吉野家・山田うどん食堂・デニース・天丼てんや・ロイヤルホスト・モスバーガー・カレーハウスCoCo壱番屋 等
カラオケスペース：カラオケバンバン・カラオケまねきねこ・カラオケ館・ビッグエコー・カラオケALL・カラオケの鉄人 等
その他：快活CLUB・ナポリの窯・オートバックス・ケアパートナー・スマイルホテル 等

出典
・九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会 (<http://www.9tokenshi-bousai.jp/comehome/comehome.html>)

※ 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

地方公共団体と民間団体等との災害時応援協定の締結例

- 物資調達に関する協定の事例として、平時には企業が流通在庫として通常通り管理する一方、有事に被災者への支援物資として提供に繋がる事例がある。

物資調達①

災害救助に必要な物資の調達に関する協定の締結

協定者：広島県、株式会社大木、株式会社ツルハグループ
ドラッグ&ファーマシー西日本（以下、TGN）

【平常時】

- 株式会社大木の物流倉庫で保管する販売在庫の一部を常時供給可能な自治体の備蓄品として、[株式会社大木の倉庫に有償で保管](#)

※協定に基づく年間保管料を広島県→株式会社大木へ支払

【災害時】

- 株式会社大木の倉庫で保管していた自治体の備蓄品をTGNを通じて広島県に供給
- 県へ供給した物資分をTGNから広島県へ請求

【対象品目】

- 栄養食 20,000食

物資調達②

災害時における備蓄物資確保等に関する協定

協定者：神奈川県横浜市、スギホールディングス株式会社
社(以下、スギHD)

【平常時】

- 店舗で販売する商品を、「販売在庫」兼「行政備蓄」として、[市の備蓄倉庫に無償で保管](#)
- 原則1年で、商品を店舗へ流通させるとともに、新たな商品を防災倉庫に保管

【災害時】

- 防災倉庫に保管している商品(行政備蓄)を被災者に提供
- 被災者に提供した分をスギHDへ支払い

【対象品目】

子ども用おむつ：約22,000枚
高齢者用おむつ：約10,000枚
生理用品：約52,000枚 他

検討会を通じての論点② ～協定の実効性～

<平時における取組>

- ▶ 熊本地震や能登半島地震等を踏まえ、協定が効果的に発動するために平時における「顔の見える関係」が求められているところではあるが、平時において期待される地域と企業の取組は何か。
- ▶ また、平時における取組を担保するに当たり、協定書等に記載すべき項目・内容は何か。

<協定締結企業のキャパシティ>

- ▶ 応援協定の実効性を確保するには、企業におけるBCP（業務継続計画）が構築されていることが重要であり、注目すべきではないか。
- ▶ 複数の自治体と協定を締結する企業は発災時に、協定締結先である自治体に対してリソースの提供が可能なのか。

近隣地域で複数の自治体と類似の協定を締結する場合

- ✓ 同時に複数地域を支援するリソースを有しているか。

全国規模で複数の自治体と類似の協定を締結する場合

- ✓ 全国規模のリソースを活用可能であるが、そのネットワークが整理されているか。

<応援要請が競合した場合の調整>

- ▶ 被災自治体から協定締結先企業への応援要請が競合した場合における、被災状況を考慮したリソースの配分（優先順位の決定等）を誰がどのように図るべきか。

熊本地震、能登半島地震に関する報告書（抜粋）

熊本地震を踏まえた 応急対策・生活支援策の在り方について 報告書（中央防災会議 平成28年12月）

8. 広域大規模災害を想定した備え

8-1. 大規模災害の被害想定と対応策の充実

○大規模災害による被害を想定した対策の強化

- 都道府県や市町村は、公的な備蓄を補うために民間企業との協定を活用し、災害時における物資供給等の支援を確保することが考えられるが、協定先の民間企業が被災する可能性も踏まえて、立地等の条件の異なる複数の企業と協定を結ぶなど、適切なリスク分散を図る必要がある。

8-2. 防災業務の多様化・増加に対応した地方公共団体の防災力強化

⑤ 民間企業・NPO等との連携の推進

- 災害時には短期間に膨大な災害対応業務が発生することから、公的機関はもちろん、物資供給等の協定を締結している民間企業や被災地での炊き出しの経験を持つボランティア団体、避難所の運営支援の実績を有するNPOなど、それぞれの得意分野を持つ団体との連携が欠かせない。そのため、予め協定の締結や地域の防災力向上に係る定期的な話し合い等を通じ、災害時の連携体制を強化するとともに、様々な被災状況を想定した実践的な訓練を実施しておくことが望ましい。特にラストワンマイルの輸送について、各地方公共団体では自衛隊など国の機関等や住民組織、民間企業、NPOなどと実践的な訓練を実施しておくことが必要である。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について 報告書（中央防災会議 令和6年11月）

Ⅱ. 6-(3). NPOや民間企業・ボランティア等の力を最大限活かすための体制整備

○民間団体との協定締結の推進

【実施すべき取組】

- 自治体は今回の災害を踏まえ、民間団体と締結している協定について、締結先や内容について検証し、必要に応じて見直し等を行うべきである。このとき、内閣府が整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースを活用して他自治体の協定締結例を参考にすることが有効と考えられるほか、都道府県においては市町村に対し、協定を締結すべき相手方が他にもないか等の観点から適切に助言を行うべきである。また、より広域的な災害の発生に備え、広域自治体である都道府県や国において包括して業界団体等と協定を締結することも有効であると考えられる。
- 各自治体において、協定発動時の対応手順等についてあらかじめ整理するとともに、災害時に協定が有効に機能するよう、平時から協定締結先の民間団体と共同で実動訓練を行うことが必要である。

地方公共団体と民間団体等との災害時応援協定の締結例

- 平時から協定の実効性を高め発災時に迅速かつ円滑な連携を図ることを目的に、以下地方公共団体では協定締結団体も含めた訓練やマニュアルの策定を行っている。

協定締結団体と連携した訓練

【和歌山県】

広域防災拠点（物資）開設運営訓練

- 民間物流事業者と連携して、支援物資の要請・調達・輸送の流れを確認することを目的に、救援物資輸送実働訓練を実施した。
- 主な参加者：株式会オクワ 等

【神奈川県平塚市】災害時物流訓練

- 災害時の物資輸送等に関する協定を締結している事業者と連携して、大規模災害発生時に支援物資の受入れおよび避難所等への配送が円滑に行えるよう、物流訓練を実施した。
- 主な参加者：平塚中央青果卸売株式会社 等

【鳥取県】

災害時応援協定締結事業者等への応援要請等訓練

- 県と災害時応援協定締結事業者等の間で、災害発生時の対応について、支援能力をあらかじめ把握し、双方がイメージを共有することを目的に、応援要請訓練を実施した。

主な参加者：協定締結団体185社他
（地元百貨店「株よなごしんまち天満屋」等）

自治体公表HPを参考に内閣府にて作成

参考：和歌山県HP(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00212091.html>)、
平塚市HP(https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/press/page02_e00001_02355.html)、
鳥取県HP(<https://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/webview/EB20A7AA517A056549258C0E002484CB>)

協定の実効性向上に向けた取組

【静岡市】

災害時における物資（医薬品）の調達及び配給に関するマニュアルを策定

- 平成26年に市内に多く店舗を展開するドラッグストア3社と災害時における物資の供給に関する協定を締結した。
- 平成30年には、その協定に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するための具体的マニュアルを定めた。

協定締結団体：市内に店舗を展開しているドラッグストア3社

【札幌市】

災害時物資供給に関する図上訓練及びマニュアルの策定

- 災害時の物資供給や輸送について、各事業者や事業者団体との協定締結を進めているが、各関係者の役割分担が明確になっていない等の背景を踏まえ、物資供給に関わる民間企業や団体、行政機関等で検討会を実施した。

（令和5年10月～令和7年2月全6回）

- 「札幌市災害時物資供給検討会」では図上訓練も行い、事業者、関係機関との連携・協力体制やフェーズ（災害発生後の時間の経過）に応じた手順等について整理した。

検討会参加企業：イオン北海道㈱、(株)サッポロドラッグストア、
(株)セコマ、(株)セブン-イレブン、(株)ラルズ

参考：静岡市HP(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3689/s004128.html>)、
札幌市HP(<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/supply/index.html>)

検討会を通じての論点③ ～面的な協議体（コンソーシアム）による連携の有効性～

<協議体の有効性>

- 災害時応援協定に基づく企業と自治体の連携は主に1対1による連携が主体であるが、平時からの顔の見える関係構築に向けた協議体が必要ではないか。
- これは地域における協定締結先等の企業を拡大する上でも重要ではないか。

協議体（コンソーシアム）のメリット（例）	協議体（コンソーシアム）の課題（例）
<ul style="list-style-type: none"> 定期的な活動により、形骸化・災害時の支援に関する認識漏れ等を防ぐことが可能 各社のリソースを組み合わせ実効性の高い（質の高い）災害対応を検討可能 	<ul style="list-style-type: none"> 誰がどんな理由で、協議体を呼びかけるのか。 参加企業のメリット 意思決定の方法 発災時の活動の責任・リスクの分担

<協議体の持続的運営>

- 一過性のものとせず持続的に運営していくためには、参画した企業がメリットを感じられる仕組みが必要ではないか。例えば、営業活動・事業活動への好影響など、平時からの有形無形の効果をどう理解してもらえるか。
- 企業が主体となった運営も期待できるか。その場合のポイントは何か。

<協議体の類型>

- 協議体については、既存の協定に基づく自治体主導の協議体だけでなく、地域の企業・団体が中心となり発展した組織や、他分野の業務をきっかけにして発展した組織等、様々な組織形態が想定される。それらを類型化し、構築・運用の経緯・課題や、関係者の構成等が見える化することが重要ではないか。

（協議体の類型事例）

既存協定発展型	地域発信型	他分野発展型
自治体が既存の協定等の企業・団体との繋がりをベースに、テーマに応じた協議体を形成	地域に根差した企業や住民、団体が持っているネットワークやリソースを中心に協議体を形成	防災が主眼でなく、地域の課題解決（例えば、孤立集落への物資輸送）が、結果として発災時の対応に発展



産学官民連携による南海トラフ地震対応最前線モデル推進協議会

- 「平時からの備え」と「発災後の迅速な対応」を両立させるフェーズフリーな防災基盤の構築を目指し、公益財団法人SGH防災サポート財団や金融機関が地域の関係者をまとめ、産官学民が一体となった協議会を設立。
- 民間企業の中には「南紀白浜エアポート」や「アドベンチャーワールド」など地元企業も参画。南紀白浜地域の特性を活かした防災・減災のあり方を検証し、「地域共助型の防災体制」を構築することを目的としている。



<平時における取組>

- 「防災×○○」のモデルづくり
- 防災×観光、防災×スポーツ 等
- 防災イベント企画を通じた行動変容
- 「防災拠点におけるフェーズフリー運用」
- 人が集まり賑わう拠点 (例)地産マルシェ
- トレーラーハウス・医療用コンテナ

<有事における取組>

- 発災時における物資・情報・人材供給の体制構築 (自治体と連携した荷捌き・輸送拠点)
- 地域資源を活用した共助・共創モデルの開発

← 平時・有事を問わないフェーズフリーの取組を検討 →

2026年度取組方針

- ◆ 協議会主催の防災イベント実施 (11月28日(土)開催予定)
- ◆ 産官学民連携による新しい防災モデルの実証・スモールスタート 等

検討会を通じての論点④～全国的な企業と地域に根差した企業の取組の違い～

- 地域に根差した企業による支援と、全国規模で展開する企業による支援にはどのような違いがあり、それぞれどのような貢献のあり方が期待されるか。また、それぞれどのような課題があるか。

全国規模で展開する企業（業界団体を含む）が持つリソースの特徴

- ✓ 全国各地に同一種類、同規模のリソースがある程度点在
 - 同時被災のリスクを低減するとともに、全国に点在するリソースを集約・分配することで、一定程度継続的な支援が期待できる。
 - 本社・本部を中心とした全国規模のネットワークづくり、リソースの把握が重要ではないか。
- ✓ 多角的な分野・業種でのノウハウ・ネットワークを保有
 - 多角的な業種・分野（テクノロジー等）のノウハウ・ネットワークを通じて、地域の抱える課題解決に対するアイデアや、関係事業者の仲介が期待できる。
 - ノウハウ・ネットワークのカatalog化、過去災害での支援等の蓄積が重要ではないか。

⇒ このような企業の取組の地域側の受け手として、一企業がすべての市区町村と関係を構築するのは現実的でなく、国や都道府県の役割が重要になるのではないか。

地域に根差した企業（大企業の支店を含む）が持つリソースの特徴

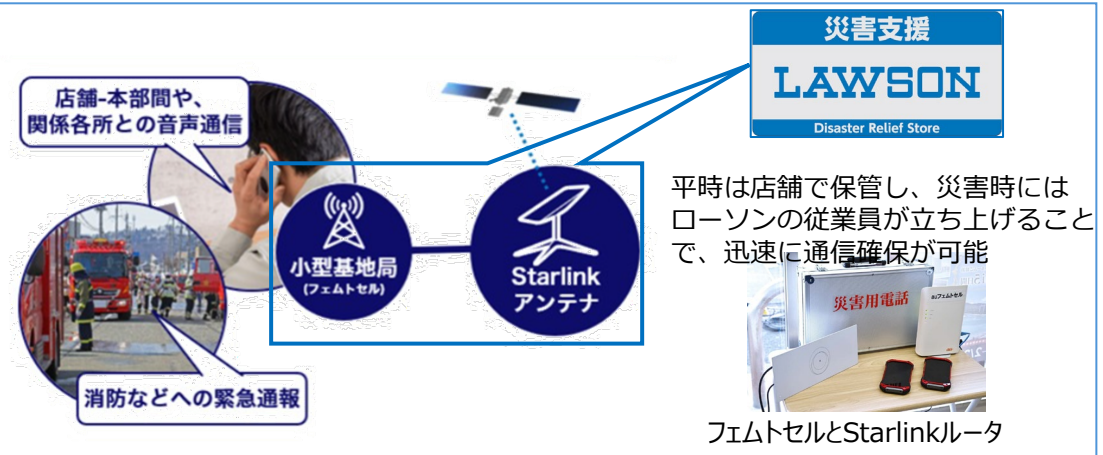
- ✓ 地域と密接な関係性（物理的な距離、収益面（住民との結びつき））
 - 立地的に身近な企業として、迅速な支援が期待できる。
 - 企業の収益と住民の生活の結びつきが強く、自治体のニーズに柔軟な協力が期待できる（企業のPR、収益の確保に繋がる可能性が高いため）。
 - 地域における企業・行政それぞれのニーズ・シーズの掘り起こしが必要ではないか。

(株) ローソン 地域住民の支援拠点となる「災害支援コンビニ」の設置

- 平時は市民の買い物拠点、そして、災害時には地域住民支援の拠点となる「災害支援ローソン」を、2030年度までに全国に100店舗設置することを目指す。
- 26年2月24日その1号店として、ローソン富津湊店（千葉県富津市）をリニューアルオープン。

災害時の通信環境確保

- ・ 店舗に設置した衛星通信サービス「Starlink」を活用したフリーWi-Fiをすべてのお客様に開放し、固定・モバイル回線が途絶した状況でもデータ通信できる環境を確保。
- ・ 加えて、Starlinkをバックホール回線として活用する小型の携帯電話基地局「auフェムトセル」を店舗内に設置し、通常回線が被災し、ご利用いただけない場合でも、警察・消防への緊急通報のほか、店舗と本部との連絡など、災害時に不可欠な通信手段を確保。



災害時の電力確保

- ・ 店舗継続と通信維持のため、停電時には社用車（電動車）からの電力供給や、店舗に備えた太陽光パネルと蓄電池を活用。



※イメージ画像

建物屋根上に太陽光パネルを設置して発電

災害情報の収集

- ・ 店舗内のデジタルサイネージを活用して地域住民に災害状況の情報を発信。
- ・ 自治体と連携し、ドローンによる地域住民への避難の呼び掛けや災害発生時の被災状況の確認等も検討中。



ドローンポートとドローンの設置イメージ

被災住民の生活支援

- ・ 店内の厨房を活用した災害時専用メニューのおにぎりを提供。
- ・ 断水に備え、敷地内の井戸から手動ポンプで水を汲み上げることで、生活用水（飲用不可）の提供も可能。



手押しポンプの併用で電源がなくても水を確保できる

ソフトバンク（株）による防災業務のDXソリューション

- ソフトバンク・ソフトバンクグループの持つDXソリューション（防災・危機管理分野を含む）を集約し、多くの自治体と共にDXを推進（177自治体と連携協定の締結）
- 令和6年能登半島地震では通信環境・衛生環境の新技术を活用した被災地支援を実施

通信環境の整備

- 「Starlink Business」の無償提供および設置サポート 他都道府県から被災地へ支援活動に来ている行政機関にも貸し出し実施



サービスとしての期待値
通信速度 DL 40~220Mbps
UL 8~25Mbps

特徴 従来の静止衛星と比較し、高速、低遅延のインターネット衛星通信サービス

ユースケース 建設現場 / BCP対策 / 船舶 など



避難所、市役所、教育機関、DMAT等へ提供（63台）

※ソフトバンク単独での支援実績

衛生環境の整備

- 断水エリアにおける衛生環境の維持・改善を支援する取組をWOTA株式会社と協力 シャワーによる入浴支援の運用サポート



給排水設備不要
電源一つで稼働できる
水循環再生シャワー

水循環型シャワー“WOTA BOX”
入浴環境の提供（14台）



手洗いを、いつでもどこでも。
使った水をその場で浄化^{※1}・繰り返し利用
20ℓの水で約手洗い500回分の循環再生を実現

電源一つでOK
工事不要。

水の再利用率 98%+

自動分岐型水循環システム
水を蓄ったその場で
浄化・消毒を自動で
繰り返すことで
水を何度も繰り返し使える設備

水循環型手洗いスタンド“WOSH”
流水手洗い環境の提供（53台）

※ソフトバンク単独での支援実績

教訓：発災時、多忙な職員がマニュアルだけでは設置・利用ができない場合がある → 設置・運用支援が必要、避難所ごとの「自立運用」モデルの構築

平時の連携を踏まえた、福井県との避難所支援等に関する協定（令和6年9月）

福井県地域防災計画の改定

- 改定項目
 - ・ 民間団体との災害応援協定の締結
- 県地域防災計画の改定内容
 - ・ 災害時における建物等の解体・撤去等に関する協定
 - ・ 災害時におけるペット保護に関する協定
 - ・ 災害時における水循環型システムの利用に関する協定

避難所の支援等に関する協定

- (1) 通信手段確保と情報提供のため、衛星通信システムの配置・運用の支援
- (2) 衛生環境改善のため、水循環型シャワー手洗い機の効果的配置・運用の支援
- (3) 発災時においては、可及的速やかに、可能な限り被災地支援を行うこととする。また、平時より連携体制を構築し、情報交換を図る
- (4) その他、甲および乙の協議により必要と認められる事項

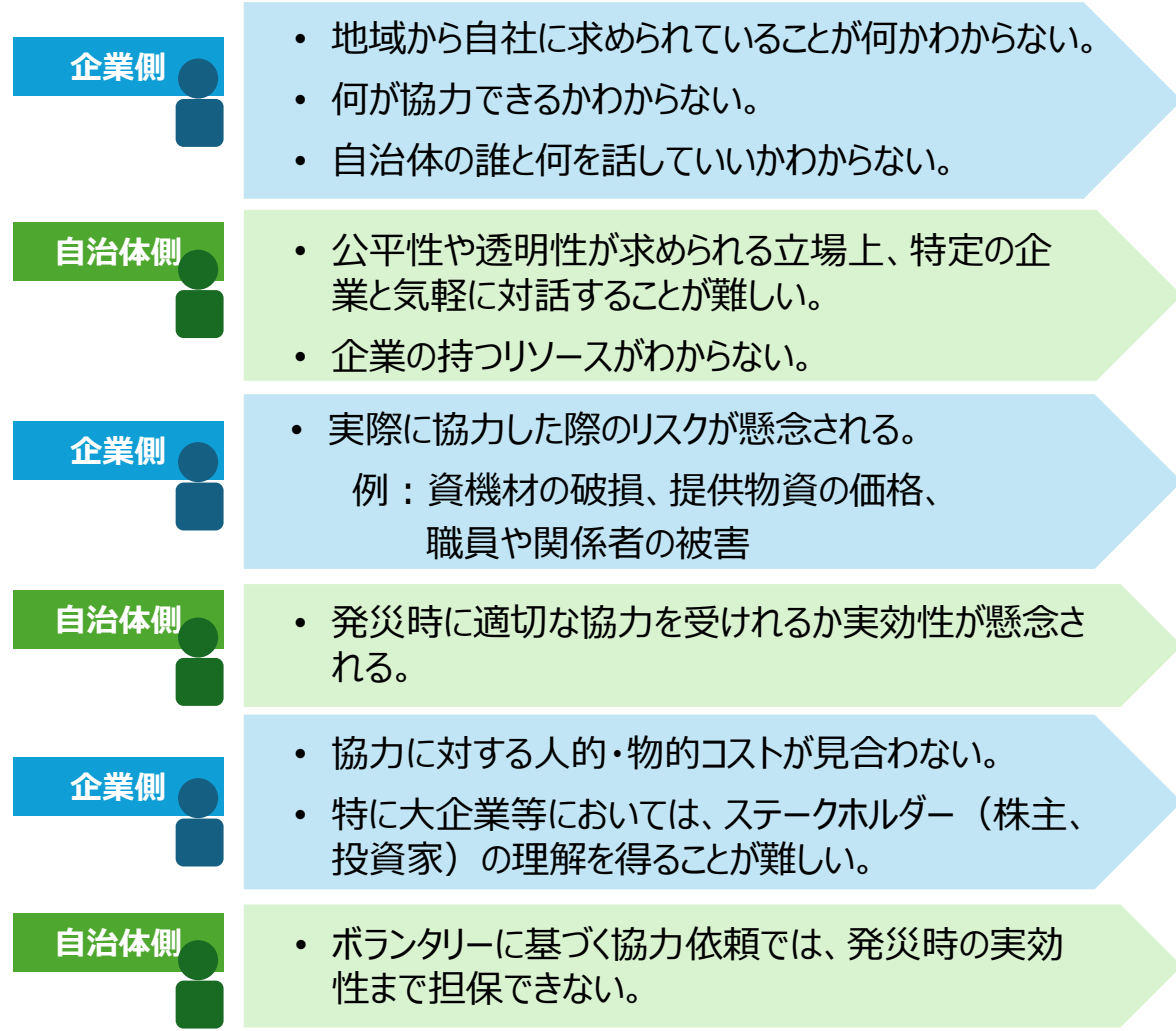
平時の訓練支援、配備・運用等の利活用支援を行う

- ① 平時からの機器活用・運用 の実効性の向上
→ 備蓄ではなく、普段使いが重要
- ② 非常時における機器供給体制の確保
→ 計画的な配備・運用を支援
(防災訓練参加、勉強会の実施、地域未来交付金の活用等)
- ③ 相互理解を深め協議を重ねる必要がある

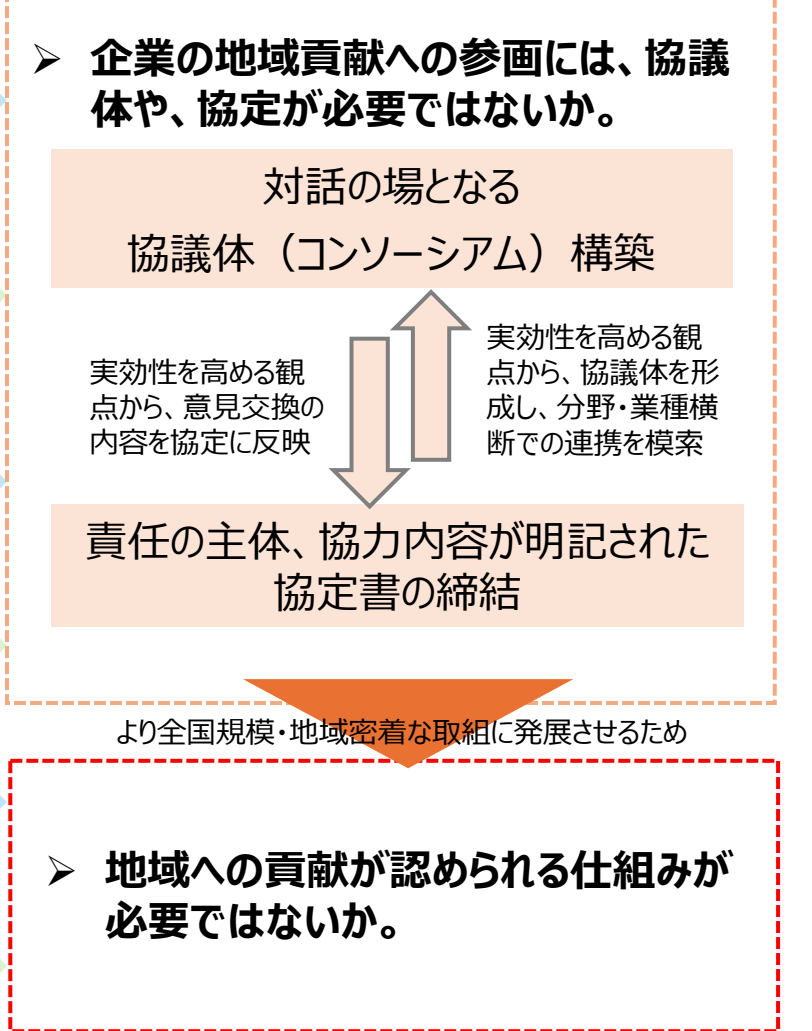
検討会を通じての論点⑤ ～企業が地域防災に参画しやすい環境づくり～

➤ 地域と企業が連携して防災に取り組むことが当たり前の社会づくりをどのように進めていくべきか。

＜企業が地域防災に参画する際のハードルのイメージ＞



＜企業の地域参画に向けた有効な手段の例＞



○ アンケートやヒアリングを通じて、企業の地域防災への参画に関して企業・自治体の双方が抱くハードル等を把握し、企業が地域防災に参画しやすい環境づくりに向けた有効な手段の分析を行う。

検討会を通じての論点⑥ ～民間企業の地域貢献を評価する仕組みのあり方～

➤ 自治体と企業の連携を促進するためには、実効性のある協定の締結を進めるとともに、企業による地域防災への貢献が外部から適切に評価される環境の整備が必要である。こうした民間企業の地域貢献を可視化する手法としては、表彰・登録・認証（認定）といった手法が考えられる。これらの手法の特質について、どのように整理すべきか。

表彰

※あくまで典型的なケースについて記載したものであり、制度によっては表彰に近いものを認定とするなど、用語に違いがある。

- 付与できる数の上限がある程度決まっている。
- 一定の評価基準の下で、審査員による相対評価が行われる。
- 表彰以前の取組が評価対象であり、表彰後の取組が担保されない。
- 取消ができない。

<制度イメージ>

ジャパン・レジリエンス・アワード
(内閣官房)



ジャパン・レジリエンス・アワード
2026

事業所防災リーダー
優良企業認定制度
(東京都)

登録

- 付与できる数の上限がない。
- 主に形式的な要件に基づき審査される。
- 有効期限を設けない場合も多く、登録後の取組が担保されるとは限らない。
- 要件を満たさなくなった場合は、随時に取消が行われる。

<制度イメージ>

地方創生SDGs
宣言・登録・認証制度
(内閣府)

流域治水オフィシャル
サポーター制度
(国土交通省)



認証（認定）

- 付与できる数の上限がない。
- 形式的な要件とともに、評価基準に基づく絶対評価が行われる。
- 継続した取組が認証対象であり、認証後も有効期限内の取組が担保される。
- 基準を満たさなくなった場合は、随時に取消が行われる。

<制度イメージ>

ぐるみん認定
(厚生労働省)



南海トラフ地震対策優良
取組事業所
認定制度
(高知県)



検討会を通じての論点⑦ ～評価主体（全国・地域）の役割分担～

<評価主体（全国・地域）の役割分担>

- 一般的には、全国的または先進的な取組については国が評価を行い、地域に根差した取組については自治体が評価する役割分担が想定されるが、如何か。
- 一方で、国及び自治体における評価に当たっては、具体的な取組内容の評価について、評価基準の設定や制度運営の観点から課題があると想定されるが、どのようなものが考えられるか。

<国の役割>

- 国として特に普及促進を図りたい取組や先進的な取組を積極的に横展開する観点では、主として「表彰」の活用が有効ではないか。
- 地域に根差した取組については、評価の考え方にばらつきが生じないように、国として一定の統一的な考え方を示すことが必要でないか。

<自治体の役割>

- 地域で独自に行われている多様な取組を、地域において適切に評価する仕組みの整備が必要ではないか。その際、地域の企業の参画を促すためには、単なる表彰や栄誉にとどまらず、具体的なメリットを伴う仕組みとすることが求められるのではないか。

企業を対象とした表彰制度の例①

内閣総理大臣賞及び国土強靱化担当大臣賞／ジャパン・レジリエンス・アワード

主催：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会

概要：国土強靱化に資するまちづくり、技術・製品・システム開発、教育活動や普及啓発活動等の取組に関し、顕著な功績のあった団体等に対して、その功績をたたえることにより、オールジャパンによる国土強靱化の取組を加速させ、強くしなやかな国民生活を実現することを目的として、内閣総理大臣賞、国土強靱化担当大臣賞にて表彰。



自動切換盤 インバータ盤 リチウムイオン蓄電池盤

【内閣総理大臣賞】

受賞者：株式会社ダイヘン

取組：国内初 常用・非常用兼用のリチウムイオン蓄電池システム「防災用蓄電池パッケージ」



【国土強靱化担当大臣賞】

受賞者：株式会社タカラレーベン

取組：「在宅避難」を可能とする防災マンションシステム「MIRARESI（ミラレジ）」

第12回ジャパン・レジリエンス・アワード（令和8年4月21日（火））

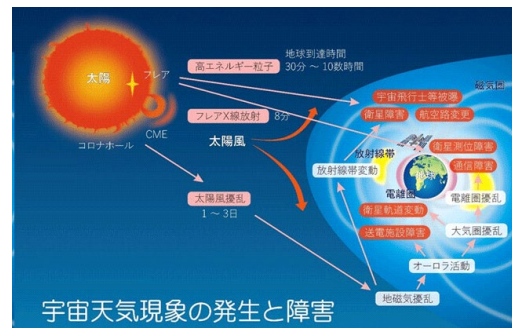
企業を対象とした表彰制度の例②

防災・減災×サステナブル大賞

主催：（一社）減災サステナブル技術協会
 後援：（一社）レジリエンス協会、日刊工業新聞社
 概要：防災・減災におけるレジリエンス性ならびにサステナブル性、およびSDGsへの寄与度の側面から活動および成果、その貢献度と普及度の実状および期待度合を『スマートスアワード』と称し、評価し授与するものである。
 対象：国内外および団体・個人を問わず、実績のあるものに加えて、現段階で実績が少数であるものや、企画段階であるもの、または既知・既存の技術や手法あるいは理論などにとらわれない自由な発想によるアイデアなども含む。

スマートスアワード 最優秀賞	1褒賞1団体
優秀賞	11褒賞18団体
奨励賞	24褒賞30団体
特別賞	7褒賞12団体

【スマートスアワード最優秀賞】
 「電磁環境脅威に備える社会レジリエンス創出への挑戦」
 - EMP・太陽フレアから社会基盤を守る日本発の技術革新 -
 受賞者：株式会社電磁シールド研究所



防災・減災×サステナブル大賞2026

ESGファイナンス・アワード・ジャパン

主催：環境省
 概要：ESG金融に積極的に取り組む金融機関や諸団体、サステナブル経営に取り組む企業が対象。令和元年度に創設。

表彰部門
① 投資家部門
② 間接金融部門
③ 資金調達者部門
④ 金融サービス部門
⑤ 環境サステナブル企業部門



【金賞】

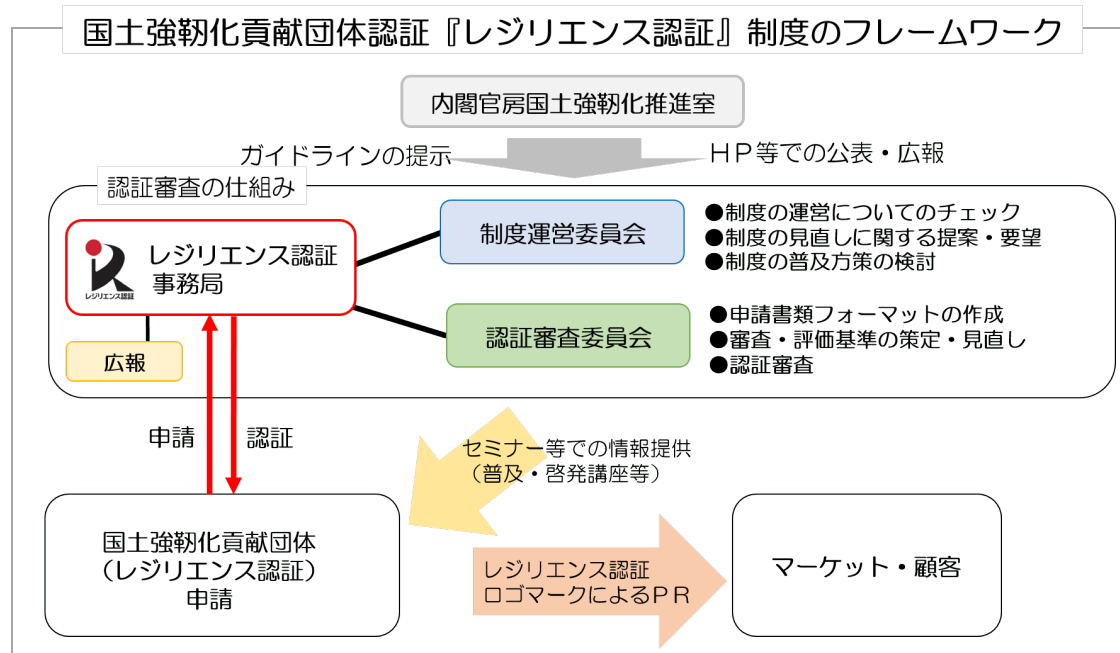
投資家部門 (アセットマネージャー部門)	ロベコ・ジャパン
間接金融部門	静岡銀行 みずほ銀行
資金調達者部門	積水化学工業
金融サービス部門 (証券部門)	大和証券
環境サステナブル 企業部門	伊藤忠商事 積水ハウス

第7回「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」

レジリエンス認証制度（内閣官房国土強靱化推進室）

レジリエンス認証制度について

- 国土強靱化のためには、企業・団体等を含めた社会全体のレジリエンス強化が必要。このため、事業継続（BCPの策定と運用）に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを平成28年度に創設。
- 内閣官房国土強靱化推進室が作成する「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に規定する「認証組織の要件」に適合する旨の確認を受けた「一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会」により実施。
- 国土強靱化貢献団体認証の取得要件：
 - ①事業継続の方針策定
 - ②同分析・検討の実施
 - ③同戦略・対策の検討と実施
 - ④具体の計画策定
 - ⑤見直し・改善の仕組み
 - ⑥事前対策の実施
 - ⑦教育・訓練の実施
 - ⑧担当者の経験と知識
 - ⑨重大な法令違反がない。
- 「国土強靱化貢献団体」のうち社会貢献に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体（+共助）」とする。



<認証取得によるメリット>

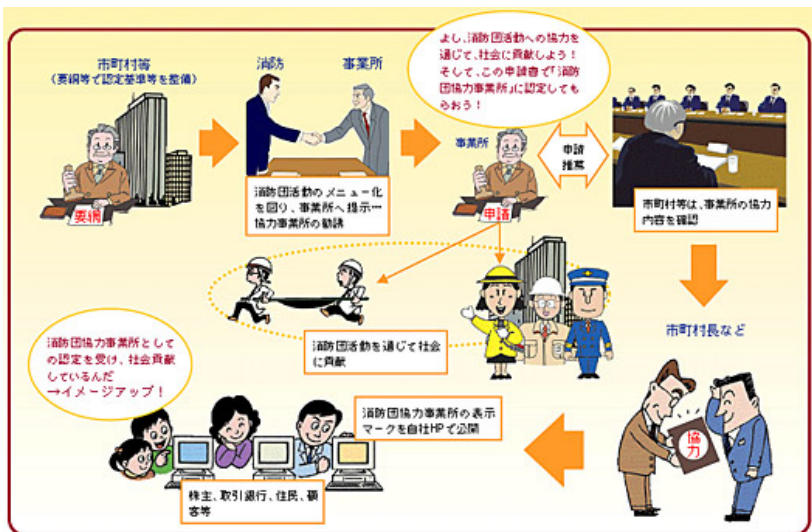
- (1) 事業継続に関する取組を専門家に評価してもらうことで更なる改善につながる。
- (2) 与信の向上。
- (3) レジリエンス認証ロゴマークを使用して、自社の事業継続や社会貢献への積極的な姿勢を顧客や市場に対してPRすることが可能。
- (4) 関東地方整備局管内の建設会社は、追加の書類を提出することにより、関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力（企業BCP）認定」※をあわせて受けることが可能。
- (5) 一部の金融機関による融資等の優遇措置。

※認定により、関東地方整備局や県の発注工事にて、加対象となる場合がある。

消防団協力事業所表示制度（総務省消防庁）

消防団協力事業所表示制度について

- 事業所等の消防団活動への協力が社会貢献（CSR）として広く認められると同時に、事業所等の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度
 - 認定により取得した「表示証」は社屋に提示でき、表示証マークを自社ホームページなどで広く公表することが可能。
 - 制度は、地域の消防団活動を所管する各市町村等の判断により実施されることとなるが、消防庁が示す標準的な制度の考え方の概要は、以下のとおり。
- (1) 表示証の交付を受けられる対象は、事業所等单位とし、自らによる申請のほか、消防団長等による推薦でも良い。
 - (2) 事業所等が確保している団員数等を全国一律に認定基準の中に設定することは困難であるため、各市町村の実情により認定基準を設定する。
 - (3) 審査は、書類審査等に対応すれば足りる。
 - (4) 表示証の表示有効期間は原則2年間とし、事業所等の協力内容に変更がなく、かつ事業所等が引き続き表示証の掲示を希望する場合は、認定及び表示の更新ができる。



「消防団協力事業所表示制度」イメージ図



【消防団協力事業所表示証】
（市町村等発行：シルバーマーク）



【消防団協力事業所表示証】
（消防庁発行：ゴールドマーク）

＜自治体の消防団協力事業所に対する主な支援策＞

入札参加資格の優遇	自治体の公共事業に係る入札（入札参加資格方式・総合評価落札方式）において、審査に有利な加点が与えられます。
税の減免	法人は法人事業税、個人事業主は個人事業税の減免を受けられます。
交付金等の支給	団員である従業員数や従業員の勤続年数等に応じて、事業所に対し、交付金等が支給されます。
物品の貸与や提供	防災ラジオや消火器などの防災関連物品等を無償貸与や提供を受けることができます。
表彰制度	消防団協力事業所として認定された事業所に対する表彰があります。

※ 都道府県や市町村によって支援策の内容が異なります。

くるみん認定（厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課）

くるみん・プラチナくるみん・トライくるみんについて

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣により認定（くるみん認定）
- さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たした場合、申請を行うことによって優良な「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣により特例認定（プラチナくるみん認定）
- 加えて、令和4年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設
- 認定を受けた企業は、マークを広告等に表示し、「子育てサポート企業」であることをアピールすることが可能



	トライくるみん	くるみん	プラチナくるみん
広告等	○	○	○
くるみん助成金（中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業）（こども家庭庁）	×	○ ※中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）のみ	○ ※中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）のみ
公共調達における加点評価	○	○	○
賃上げ促進税制（経済産業省）	×	○ ※青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主のみ	○
働き方改革推進支援資金（（株）日本政策金融公庫）	○ ※常時雇用する労働者が100人以下の企業のみ	○ ※常時雇用する労働者が100人以下の企業のみ	○

地方創生SDGs宣言・登録・認証制度（内閣府地方創生推進事務局）

- 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」は、地域におけるSDGsの達成と自律的好循環（地域における資金の還流と再投資）の形成に貢献する取組を実施している地域事業者を「見える化」することを目的とし、制度の活用を通じて自律的好循環が全国各地で形成されることが期待される。
- 地方公共団体が地域事業者に対し、地方創生SDGsへの取組を促進するとともに、地域金融機関に対しては、地方創生SDGsに取り組む地域事業者への投融資等を促進することが期待されている。

地域におけるSDGsの達成と自律的好循環の全体像



地方創生SDGs宣言・登録・認証制度の全体像

	宣言	登録	認証
制度選択	目指す姿を整理し、「宣言」「登録」「認証」から最適な制度を選択 ・ 「見える化」する目的や対象とする取組を設定（総合計画／戦略との紐づけも有用） ・ ステークホルダーの意見や人材、予算等を考慮し、制度を選択		
要件設定	選択した制度に対する要件（資格・基準・制度運用上の必要事項等）を検討、設定 ※ 選択した制度や要件の詳細は公表することを必須とする。 ※ 要件に適合しなくなった場合など、制度運用上の必要事項を設定し、管理を行う。 地域事業者を公表している場合は適宜、公表内容を更新する。		
制度運用	<ul style="list-style-type: none"> 地域事業者が、要件を満たすことを確認し、公表 地方公共団体が宣言した地域事業者を公表 ※公表は任意	<ul style="list-style-type: none"> 地域事業者が、要件を満たすことを確認し、届出 地方公共団体が地域事業者を登録、公表 	<ul style="list-style-type: none"> 地域事業者が、要件を満たすことを確認し、申請 地方公共団体自ら又は指定機関が認証した地域事業者を認証、公表

流域治水オフィシャルサポーター制度（国土交通省水管理・国土保全局治水課）

- あらゆる関係者の協働により、流域治水に資する取組を促進し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するため、流域治水オフィシャルサポーター制度を令和5年度に創設。
- 令和8時5月22日時点で186の企業・団体等を流域治水オフィシャルサポーターとして認定。
- 流域治水の推進に取り組む企業等をオフィシャルサポーターとして認定し、その取組を国土交通省のウェブサイト等で紹介するほか、企業等の活動において、オフィシャルサポーターである旨を明記することが可能。

流域治水オフィシャルサポーターの活動例

**企業WEB
ページでの
周知活動**



**イベント時の
チラシ配布
/パネル展示**



**災害協定
締結
・
防災活動
協賛**



**社内研修
/セミナー
開催**



**貯留施設
設置**



**交流会
開催
※事務局主催**



※令和6年度認定企業の活動実績・企業WEBページより作成

南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度（高知県）

- 南海トラフ地震対策に取り組む事業所の活動を、他の事業所に対する模範として広め、地域防災力を向上させることを目的に高知県が取り組む高知県独自の認定制度を制定
- ①事業継続、②社員教育、③地域貢献 の3つの視点で評価し、基準を満たした事業所を認定

南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度

制度 目的

- 南海トラフ地震対策への取組のきっかけづくり
- 目的・目標をもって対策に取り組んでもらう

<認定基準>

各評価項目を満たし、満たした項目数に応じ5つ星で評価
(認定期間は3年間、満了する年度に更新申請・審査が必要)

事業継続の視点（必須11項目）

- ・ 中核事業及び重要業務の選定
 - ・ データ等のバックアップ
 - ・ 水や食糧等の最低限の備蓄 など
- ※評価項目を満たすためには、BCP策定が必要

社員教育の視点（必須3項目）

- ・ 防災研修会の開催
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 自宅の耐震化や家具の固定の啓発 など

地域貢献の視点（必須1項目＋選択1項目）

- ・ 災害発生時の地域の復旧活動への参加
- ・ 所有する施設の避難所等の指定 など

<認定を受けることによるメリット>

① 専門家からのアドバイス

有識者等による審査を行い、それぞれの知見に基づいた意見を取り纏め、審査結果とともに通知

② CSR活動のアピールが可能

被災時に顧客や従業員等の命を守る体制ができていることや、事業を早期復旧できる体制であることを県が認定することで、取引時の信頼獲得に繋がる

③ 各種応援制度の活用

優良取組事業所に認定されることで、以下サービスが可能に

- ✓ 防災対策融資の金利優遇
- ✓ 地震保険の引受緩和
- ✓ BCP見直しや災害発生訓練の支援
- ✓ 企業経営上の各種課題解決の支援



優良取組事業所

詳細は高知県HP

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/jigyoushonintei/>) を参照

事業所防災リーダー優良企業認定制度（東京都）

- 企業や学校、集客施設、飲食店などの事業所で発災時に従業員や利用客を守るために防災の取組を推進する「事業所防災リーダー」の登録制度を運用。
- 事業所防災リーダーの登録や企業での活用を推進するため、事業所防災リーダーの活用に積極的に取り組んでいる企業等を対象とした「事業所防災リーダー優良企業認定制度」を創設。

東京都内に本社・事業所を置く企業、社団法人、財団法人、NPO法人、個人事業主等で、事業所防災リーダーを登録している企業等

<従業員数100名超>

<大規模事業所> 部門

<従業員数100名以下>

<中小規模事業所> 部門

審査項目（大規模事業所のみ）

- リーダーの人数
- リーダーの展開

審査項目（共通）

- 従業員・利用客の命を守る取組
（例）職場の整理整頓/安否確認/避難誘導/応急救護/要配慮者
- 事業所を守る取組
（例）情報収集/帰宅困難者/備蓄/訓練/周知/計画
- 地域と協力する取組
（例）地域連携/消防団/一時滞在施設
- マニュアルや訓練ツールの提供（一般向けに公表:期限1年程度）
- 一斉帰宅抑制推進企業/モデル企業

<優良企業に認定されると>

- 企業名と取組内容を都防災HPやリーダーオフィスページで公表
- 雑誌や防災イベントでも企業名や取組内容を周知

<事業所防災リーダーに登録すると>

- 平常時には、メールアドレスやLINEアカウントに教育・研修にも活用可能な防災コンテンツを配信
- 発災時には、メールアドレスやLINEアカウントに東京都から災害関連情報や防災行動のお願い※などを発信

※発災時に東京都から特別な業務を依頼するものではなく、あくまで各事業所の災害対応を支援するための情報提供。

各部門の上位2社程度を「優良企業」として認定

今後の進め方（案）及び本日の議題

第1回

検討会を通じての論点提示・進め方確認

本日の議論を踏まえ、第2回以降の検討会の詳細について整理予定

第2回 ～ 第5回

検討会への 共有内容

論点①～④について検討を行い、協定に関するガイドラインに盛り込むべき事項を整理

- ・ 各省庁の防災業務のうち、企業との連携を必要とする業務を共有
- ・ 自治体（47都道府県、1,741市区町村）と企業（自治体と協定を締結している企業、業界団体等）を対象としたアンケート調査※において、協定の締結状況・平時の取組について把握し、全国の官民連携の現状を共有
- ・ 加えて、ヒアリング調査や事例調査において、企業と自治体の連携に関する優良事例を把握し、協定や官民連携に関する課題や、複数の企業と地域が連携した協議体やコンソーシアムの事例を共有

※ アンケート調査には地域貢献を評価する制度の検討に向け、各自治体における防災分野での表彰、登録、認証制度に関する実施状況を含む

第6・7回

地域貢献を評価する仕組みのあり方（必要性、手法、主体、対象）を整理

検討会への 共有内容

- ・ 参考となるような各省や自治体の表彰・登録制度等の事例を共有
- ・ アンケート、ヒアリング調査を通じて把握した自治体および企業のニーズを共有

第8回

「協定促進に関するガイドライン」「地域貢献の評価のあり方についての提言」の取りまとめ

本日の議題

- 事務局が想定する本検討会における各論点について、不足や新たな観点等はないか。
- また、それぞれの論点について自治体や企業に対して、調査分析を行うに当たり、留意すべき点はないか。
- その他、今後の進め方について、留意すべき点等はないか。